

都道府県医師会長 殿



220

日医発第 70 号 (地 I 31)

平成 27 年 4 月 15 日

日本医師会長

横 倉 義



日本臨床衛生検査技師会による  
検体採取等厚生労働省指定講習会について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、医療介護総合確保推進法により、臨床検査技師の業務に検体採取等が追加されたことにつきましては、平成 27 年 4 月 7 日付（日医発第 31 号（地 I 19））の文書をもってご連絡いたしました。

検体採取業務につきましては、平成 27 年 4 月 1 日前に免許を受けた者等は、あらかじめ厚生労働大臣指定の研修（日本臨床衛生検査技師会が実施する研修）を受けなければならないとされており、今般日本臨床衛生検査技師会より、当該研修についての案内がありました。

講習会の修了者に対しては、日本臨床衛生検査技師会会长と厚生労働省医政局長連名の「修了証書」と、日本臨床衛生検査技師会独自の「修了者バッジ」が交付されるとのことです。また、各医療施設所属の臨床検査技師の受講の促進・配慮とともに、医療現場での検体採取業務について、講習会修了の臨床検査技師の積極的活用及び修了者バッジの着用推進へのご理解をお願いしたいとのことです。

なお、日本臨床衛生検査技師会実施の講習会は、同会のホームページより申込みが可能です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知賜りますとともに、貴会管下郡市区医師会への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願ひ申し上げます。

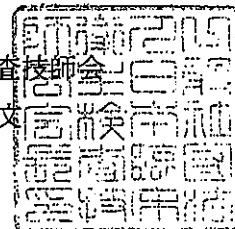




26日臨技発第 516号  
平成27年3月28日

公益社団法人 日本医師会  
会長 横倉 義武 殿

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会  
会長 宮島 喜文



### 検体採取等厚生労働省指定講習会の受講促進及び 講習会修了者の医療現場での積極的活用について（ご依頼）

#### 謹啓

貴会には、ますますご盛栄のこととお慶び申しあげます。

平素は、当会の事業活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(以下「医療介護総合確保推進法」という。)」（平成26年法律第83号）第14条により臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）の一部改正並びに臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）の一部改正され、本年4月1日から臨床検査技師の業務に検体採取並びに嗅覚検査及び味覚検査が追加されました。(別添1)

検体採取を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならぬとされており、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施するものを、厚生労働省告示第49号平成27年3月9日厚生労働大臣塩崎恭久で告示指定されました。(別添2)

つきましては、貴職におかれましても本告示等の趣旨をご了知いただき、貴施設所属臨床検査技師の職員が受講するよう促していただくとともに、受講に当たってもご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、講習会の修了者に対しては、厚生労働省医政局長と本職連名での「修了証書」と本会独自の「修了者バッジ」を交付いたしますので、医療現場での検体採取業務につきましては、講習会修了者の臨床検査技師を積極的に活用ください。

また、「修了者バッジ」については、臨床検査技師への業務追加と講習会修了者であることをお示しすることも考えていますので、検体採取業務に就く場合「修了者バッジ」の着用を推進していますので、何卒、ご理解、ご配意の程宜しくお願ひいたします。

謹白

平成27年3月9日 月曜日 官報

事者研修 規条第 四号口に 規定する 研修	人山梨県ベ ストコント ロール協会	市徳行二 目九番二 八号
○厚生労働省告示第四十九号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)附則第三十二条第一項の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を次のように定める。	一般社団法人茨城県ベストコントロール協会	茨城県水戸市元吉田一七三六地の八
平成二十七年三月九日	厚生労働大臣 塩崎恭久	厚生労働大臣が指定する研修
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項に基づき厚生労働大臣が指定する研修は、同法第十四条の規定による改正後の臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第十一条に規定する検体採取に必要な知識及び技能を修得するための研修であつて、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施するものとする。		

### ● 指定講習会の受講義務者

- 医療介護総合確保推進法附則第32条1項において
    - ・平成27年4月1日において現に臨床検査技師の免許を受けている者
    - ・平成27年4月1日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であって平成27年4月1日後に臨床検査技師の免許を受けた者
  - 医療介護総合確保推進法附則第32条第1項の規定に基づく厚生労働大臣が指定する研修について」(平成27年3月18日医政発0318 第19号厚生労働省医政局長通知)で定める臨床検査技師
    - ・養成課程において検体採取に係る教育を受けていない臨床検査技師は医療安全の確保から、あらかじめ、研修を受ける必要がある。